

在宅介護支援センターなしのき
重要事項説明書

社会福祉法人伊賀市社会事業協会

1. 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人伊賀市社会事業協会
- (2) 代表者氏名 理事長 藪 内 勝
- (3) 所在地 三重県伊賀市朝屋739番地の2
- (4) 電話番号 0595-21-5545
- (5) 設立年月日 昭和23年 9月16日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 居宅介護支援
- (2) 事業所名 在宅介護支援センターなしのき
- (3) 所在地 三重県伊賀市朝屋725番地の1
- (4) 電話番号 0595-22-0505
- (5) 指定番号 伊賀市指定2471200077号
- (6) 職員体制 管理者（介護支援専門員兼務）常勤1名
介護支援専門員 常勤3名
- (7) 営業日等 月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時30分
(祝日及び12月31日～1月3日を除く)
上記の営業日時のほか、時間外の緊急時の対応は電話にて24時間可能

(8) 併設事業

(介護保険実施事業所)

訪問介護事業所なしのき

特定施設入居者生活介護事業所 梨ノ木園

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム第二梨ノ木園 (定員50名)

短期入所生活介護事業所 第二梨ノ木園 (定員20名)

通所介護事業所 老人デイサービスセンターなしのき (定員25名)

通所リハビリテーション 梨ノ木診療所

(その他の社会福祉施設)

盲養護老人ホーム、保育園12か所、点字図書館、盲人ホーム、

障害者生活介護事業所、居宅介護事業所(障害)、

身体障害者支援施設、相談支援事業所、障害児相談支援事業所

3. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

居宅介護支援事業者として、ご利用者及びご家族等の立場に立ち、誠意をもって居宅サービス計画を作成し、居宅介護サービス事業者等との連絡調整を図ります。

又、ご利用者が可能な限り良いサービスが継続して受けられるよう毎月評価を行ない、介護保険法令に基づく給付管理を実施します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

ご利用者が要介護状態等となった場合、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。又、ご利用者の心身の状況に応じてご利用者及びご家族等の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが受けられるよう調整し、居宅サービス計画を作成します。サービス計画作成時には、ご利用者及びご家族に対して、居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介や当該事業所をサービス計画に位置付けた理由を説明します。

4. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

管理者（介護支援専門員） 武藤 孝之
介護支援専門員 武藤 孝之、永井 彰子、奥谷 幸介

5. サービスを提供する地域 伊賀市

* 地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

6. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ①重要事項の説明
- ②居宅介護の申し込み
- ③利用者の状況把握
- ④サービス担当者との連絡調整及び会議
- ⑤介護サービス計画の作成
- ⑥利用者の同意
- ⑦サービスの利用

7. 利用料金

(1) 通常の利用料

	基本単位数	金額（1単位10.21円）
（要介護1～要介護2）	1,086単位	11,088円
（要介護3～要介護5）	1,411単位	14,406円
特定事業所加算Ⅲ	323単位	3,297円

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*上記金額以外に、初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、ターミナルケアマネジメント加算等各種加算に該当する場合には、その金額が加算されます。

*ご利用者が保険料の滞納等により、介護保険制度の適用を受けられなくなった場合、1か月につき上記の金額をお支払いいただきます。この場合、当事業所から「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村の窓口に提出しますと、払戻しが受けられます。

(2) 交通費

前記5のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方で、当事業所のサービスを利用される場合は、交通費の実費をいただきます。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

通常事業の実施地域を越えた地点から 1 km毎に20円

(3) 複写物の交付

サービス実施記録の複写物を必要とする場合には、1枚につき10円をご負担いただきます。

8. 事故発生時の対応

ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置等について記録をするものとします。

事業所は、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行いません。

9. 個人情報の保護

事業所の従業者は、守秘義務を有し、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。その守秘義務はサービス提供の契約終了後及び従業者が退職後も同様とします。

従業者が得たご利用者の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じてご利用者又はご家族の同意を得るものとします。

10. 感染症の予防及びまん延の防止

感染症の予防及び蔓延を防止するため、従業者に対する研修等を実施するなどの措置を講じます。

(1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を作成するとともに、その内容を従業者に周知徹底します。

(2) 事業所は従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練

を定期的 to 実施します。

1 1. 虐待防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号にあげる措置を講じます。また、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- (4) 前3号にあげる措置を適切 to 実施するための担当者を置きます。

1 2. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、緊急性・非代替性・一時性に留意し、利用者又はご家族等に説明し、同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行なう場合があり、その際は、拘束の内容、目的、拘束時間、検討内容等を記録します。

1 3. 業務継続計画の策定等について

事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。また、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。定期的 to 業務継続計画の見直しを行ない必要に応じて計画の変更を行ないます。

1 4. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 5. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 病院等に入院しなければならない場合には退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等に担当の介護支援専門員の名前や連絡先をお伝えください。

- (2) 当事業所は前6か月間に作成されたケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を文書にて交付し説明いたします。

16. 苦情の受付について

事業所における苦情や相談は、以下の苦情受付担当者でお受けします。

苦情受付担当者 介護支援専門員 永井 彰子
 苦情解決責任者 管理者 武藤 孝之
 受付時間 午前8時30分～午後5時30分

(1) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方々を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。ご利用者は、当事業所への苦情やご相談について、第三者委員に相談することができます。

《第三者委員》

名 前	連絡先電話番号
竹 内 佐 千 子	0 5 9 5 - 3 7 - 0 9 3 9
塚 本 初 子	0 5 9 5 - 2 1 - 3 9 9 1
石 山 淑 子	0 5 9 5 - 2 1 - 2 7 6 6

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊賀市役所 介護高齢福祉課	所 在 地 電 話 番 号 F A X 番 号 受 付 時 間	三重県伊賀市四十九町3184番地 0 5 9 5 - 2 6 - 3 9 3 9 0 5 9 5 - 2 6 - 3 9 5 0 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝は除く)
三重県国民健康保険団体 連合会 保健介護福祉課福祉障害係	所 在 地 電 話 番 号 F A X 番 号 受 付 時 間	三重県津市桜橋2丁目96番地 0 5 9 - 2 2 4 - 4 1 6 5 0 5 9 - 2 2 8 - 4 1 6 6 午前9時～午後5時 (土・日・祝は除く)
三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス運営 適正化委員会	所 在 地 電 話 番 号 F A X 番 号 E - m a i l 受 付 時 間	三重県津市桜橋2丁目131番地 0 5 9 - 2 2 4 - 8 1 1 1 0 5 9 - 2 1 3 - 1 2 2 2 ansin@miewel.or.jp 午前9時～午後5時 (土・日・祝は除く)

17. 介護サービス情報の公表について

平成18年度より、介護保険法の改正にともない居宅介護支援事業者等に介護サービス情報の公表が義務付けられ、三重県のホームページに公表されます。

介護サービス情報の公表

三重県健康福祉部 長寿介護課 介護サービスグループ

〒514-0003 津市広明町13番地 TEL 059-224-2235

<http://www.pref.mie.lg/CHOJUS/HP/>

指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 三重県伊賀市朝屋 7 2 5 番地の 1

名称 社会福祉法人伊賀市社会事業協会

在宅介護支援センターなしのき

管理者 武藤孝之

説明者 介護支援専門員

氏名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住所 _____

(利用者)

氏名 _____ (印)

契約代理人 住所 _____

氏名 _____ (印)

契約者との続柄 _____

利用者欄を契約代理人が代筆した場合その理由

①利用者は、身体障がいにより自筆できないため。

②利用者は、認知症により自筆できないため。

③その他 _____